#### 第3条

## 6 役員選出

役員選出に当り次の通り申し合わせる。

- ・生徒一人につき3年間のうち必ず1回は役員をしなければならない。
- ・但し、役員選出の平準化を図るため、会長、副会長を2年間された家庭は、次年度以降の役員を免除します
- ・選出時の事情により、次年度の役員が選出できない時は、経験家庭も加えて選出することとします。

選出時の事情とは……

- ・役員未経験者がいない。若しくは不足する。(選出できない)
- ・役員をできない理由が正当で、かつ常任委員会で認めたとき。
- ・専門部会委員は、「父親・母親」どちらでも可能です。
- ・生活安全部長・副部長は、各自治会の生活安全委員から抽選により選出します。

(但し、部長・副部長経験者は再選されません。)

(PTA会則 内規より)

## 第3節 専門部会

#### (構成)

第17条 この会に、次の専門部会を置く。

- 1 広報部会
- 2 研修部会
- 3 学年·環境部会
- 4 生活安全部会

令和3年度より生活安全部 も専門部となりました!

# (任 務)

第18条 各専門部会は部長が招集し、その任務は次のとおりとする。

- 1 広報部会
  - ·PTA会報を発行し、PTA活動の推進に関する情報の伝達等。
- 2 研修部会
  - ・講習会・研修会に参加し、会員の資質の向上に努める。
  - ・会員向けの講習会・研修会を企画・立案する等。
- 3 学年·環境部会
  - ・校舎内外・校地の環境美化活動等を行う。
  - ・長期休業期間中の花壇の手入れを行う等。
  - ・学級・学年活動の企画運営をする。
  - ・小学部と連携し、合同行事への協力を行う。
  - ・次期役員の選考の協力等。
- 4 生活安全部会(旧生活·交通安全委員会)
  - ・生徒周辺の教育環境に配慮しながら、生徒の指導にあたる。
  - ・地区全体での巡回指導にあたり、生徒の安全と非行防止に努める。
  - ・通学路の安全整備等、学校外における安全教育の万全に努める。
  - ・全体行事(愛校バザー、ビン回収等)への協力等。

(PTA会則より)

※ご不明な点はお気軽にメールにてお問い合わせください。

思斉中PTA会長 梅﨑優

shisei.jh.pta@gmail.com